

静岡県教育委員会告示第29号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和5年9月26日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
職員の区分	報酬の基本額 (時間額)	職員の区分	報酬の基本額 (時間額)
(略)		(略)	
小学校等に勤務する職員	(略)	小学校等に勤務する職員	(略)
		<p><u>次の各号のいずれも満たす職員</u></p> <p>(1) <u>教育部、県立学校及び小学校等に勤務するパートタイム会計年度任用職員</u></p> <p>(2) <u>条例第9条第2項に規定する報酬の基本額が本県地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）の額を下回る職員</u></p>	<p><u>最低賃金の額（報酬の基本額が最低賃金を下回ることとなった日の属する月以降、報酬の基本額が最低賃金を上回ることとなった日の属する月の前月までの間に限る。）</u></p>
別表第3 (略)		別表第3 (略)	
職員の区分	支給日	職員の区分	支給日
教育部に勤務する職員（外国語指導講師を除く。）	<u>翌月10日</u>	教育部に勤務する職員（外国語指導講師を除く。）	<u>翌月21日</u>
県立学校に勤務する職員（高等学校に勤務するスクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカー及び外国語指導講師を除く。）		県立学校に勤務する職員（高等学校に勤務するスクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカー及び外国語指導講師を除く。）	
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表第3の改正は、令和6年4月1日から施行する。